公益社団法人 札幌西法人会

第135号

令和８年11月１日発行
（公社）札幌西法人会
札幌西法人会 検索
e-mail info@nishi-houjinkai.or.jp

広報

●発行所 公益社団法人札幌西法人会 〒064-0823 札幌市中央区北3条西28丁目2-1 サンビル3F ☎624-5788 FAX624-5799



税制改正提言特集

８．９．10 税制改正提言全道大会（函館）

目　　次

札幌西税務署長着任挨拶…… 2
北海道法人会連合会　令和９年度税制改正の提言…… 3～10
献血事業発展に寄与した功績に対する厚生労働大臣表彰……11
税に関する絵はがきコンクール……11
私たちが公益法人を支えます（新入会員）……12
クマさんはなんでも食べる健啖家……12
札幌市からのお知らせ（特別徴収）……13
札幌西税務署からのお知らせ（キャッシュレス納付）……14～15
参考図書無料贈呈のご案内……16

着　任　挨　拶



本年の定期異動で、札幌西税務署長を拝命しました利木でございます。

大金会長様をはじめ公益社団法人札幌西法人会の役員並びに会員の皆様方には、日頃から税務行政の円滑な運営に対しまして、深いご理解と多大なご協力を賜っておりますことに、本紙面をお借りしまして厚くお礼申し上げます。

私の出身地は稚内市ですが、税務の職場に入ってから、かれこれ札幌市西区に20年余り住んでおりまして、まさに第二の故郷です。が、当署での勤務は初めてになります。どうぞよろしくお願いいたします。

札幌西法人会におかれましては、「健全な納税者の団体・税のオピニオンリーダー」として、「税知識の普及」、「納税意識の高揚」及び「地域社会への貢献」を目的とした様々な活動を熱心に展開されており、中でも、「各種研修会・講演会の開催」や「税に関する周知・広報といった活動」、更には、次世代を担う子供たちに対する「租税教育活動」として、青年部会を中心とする「租税教室の開催」や、女性部会による「税に関する絵はがきコンクール」など、本来業務がご多忙な中で、各種活動を展開されておられることに対しまして、深く敬意を表する次第でございます。

さて、税を含むあらゆる分野でデジタル技術の活用が急速に拡大している中、国税庁におきましても、「納税者の利便性の向上」の観点から、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」の実現に向け、これまで以上に「納税者目線」を大切にして、各種施策に取り組んでおります。

とりわけ、キャッシュレス納付については、ここ数年、特に力を入れて取り組んでおり、各種研修会等機会あるごとにお話しさせていただいておりますが、是非、法人会会員の皆様にもその利便性を体験していただき、皆様と一緒に利用拡大への取り組みを進めていければと考えております。

札幌西法人会の皆様方には、今後も税務行政の良き理解者として、より一層忌憚のないご意見、ご提案をいただきながら、更なる連携を図っていきたいと考えておりますので、引き続きのご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、公益社団法人札幌西法人会の益々のご発展と、会員皆様のご健勝、並びに事業のご繁栄を心から祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

【署長プロフィール】

1　出身地／稚内市　2　主な経歴／札幌国税局会計課長、仙台国税局本荘税務署長、札幌国税局厚生課長、札幌中税務署特別国税調査官（開発担当）、札幌北税務署特別国税調査官（所得税担当）、国税庁札幌派遣監察官、旭川東税務署副署長、札幌国税局特別国税査察官　3　前任／札幌国税局調査査察部次長　4　趣味／日ハム観戦　5　好きな言葉（座右の銘）／事件は現場で起きている

北海道法人会連合会
令和9年度 税制改正提言事項

去る９月10日、函館市に於いて第63回税制改正提言全道大会が開催され、出席者670名（当会20名）の賛同により令和９年度税制改正事項が採択されました。

10月８日全国茨城大会において全国の意見が集約・取りまとめられ、関係各機関・国会議員に提言していく予定です。北海道法人会連合会の「税制改正提言」は次のとおり。

スローガン

○激動の時代に即応し、適切かつ機動的な財政運営による歳出・歳入改革を！
○保険料負担の過度な企業負担を抑え、企業の成長・発展を妨げない社会保障制度の確立を！
○中小法人軽減税率の特例措置の本則化と適用所得金額の大幅な引き上げを！
○事業承継は企業永続の喫緊の課題。時限措置ではなく恒久化した事業承継税制の創設を！
○中小企業の成長を妨げかねない外形標準課税の適用拡大には断固反対！
○中小企業は地域経済と雇用の担い手。活性化に向けた実効性ある支援を！

基本的課題

Ⅰ 財政健全化に向けて

○我が国の長期債務残高は、国と地方を合わせて1,300兆円を超し国内総生産（GDP）の1.9倍と先進国の中で突出している。

○政府は、中低所得者の税・社会保険料、物価高の負担軽減に向け、社会保障国民会議を設け、「給付付き税額控除」や「食料品消費税の時限的減税」等について、政府・各党で検討を進め、来年４月から食料品消費税率を２年間限定で1%に引き下げ、来秋と2028年秋に1%分の税収に相当する給付金を中低所得者に支給する等の「中間とりまとめ」が提示された。

○しかし、税率引き下げによる減収分や給付金の代替財源（約５兆円）の確保について明確な結論が出ておらず、財政支出に大きな不安を抱え、また、事業者は2年間で複数のシステム改修等を強いられる等、費用・事務負担が大きく、さらには外食産業や簡易課税適用事業者、免税事業者への影響も懸念されることから、慎重に議論することが求められる

○防衛力の抜本強化では、防衛費を2027年度までの５年間で総額43兆円としたが、財源の大半を「歳出改革」や「決算剰余金の活用」から捻出するとしており、財源の安定性が欠けている。

○政府は、財政健全化目標を、これまでのプライマリーバランスの黒字化にかえて、国・地方の総債務残高の国内総生産（GDP）比での安定的引き下げを「中核目標」とし、プライマリーバランスの黒字化は「債務残高対GDP比の低下に向けての確認指標とし、安定的低下と整合するよう複数年で管理する」方針を示している。

○経済成長や金利上昇が続けば、将来的には税収増より国債利払い費が増えることが想定され、2027年度以降金利が1%上昇した場合の利払費は、2035年度には26年度（13兆円）の３倍超の45.2兆円に増える可能性があると、財務省は試算している。

○今後、国債の利払い費増は免れないが、国債の信認が揺らげば、経済成長を阻害することなども考えられる。政府と日銀には健全な関係を構築し、金融市場の動揺を招かないよう細心の政策運営を強く求める。

Ⅱ 社会保障制度に対する基本的考え方

○団塊の世代すべてが後期高齢者を迎えたが、高齢者人口がピークを迎える2040年には社会保障給付費が190兆円（令和7年度約140兆円）に達する見込みである。

○政府は我が国本来の「中福祉・中負担」を目指した税財政改革により、持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化の両立に取り組まなければならない。

○持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに、「給付」の「重点化・効率化」による可能な限りの抑制が欠かせない。

○社会保障のあり方では「自助」「公助」「共助」の役割と範囲の見直しと、公平性の視点が重要である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた一定の負担を確立し、幅広い理解を得る必要がある。

○公的年金については、年金財政の検証を踏まえ厚生年金の積立金を財源に充当する基礎年金の底上げが課題となっている。抜本的な制度改革は、老後の生活設計に影響するテーマであり、省庁間の壁を取り払い、与野党一体となり幅広く議論する必要がある。

○医療は成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を進める必要がある。また、給付の急増を抑制するために診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、ジェネリックの安定した供給体制の構築を求める。

○介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とにメリハリをつけ、医療と同様に公平性の視点から給付及び負担のあり方を見直し、生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用を求める。

○少子化対策では、現金給付よりも保育所や学童保育等の整備、保育士等の待遇を改善するなど現物給付に重点を置くべきである。「こども・子育て政策」の財源として、令和8年度より、医療保険料の上乗せ徴収する「支援金制度」が実施されたが、社会保険料を少子化対策に充てる実質的な「隠れ増税」と言わざるを得ない。

○物価高騰のなか、中小企業は物価上昇を上回る賃上げが求められ厳しい経営を強いられている。さらに、本年10月には社会保険の適用が拡大し賃金要件が撤廃され、企業規模要件（従業員数）も2035年までに段階的に撤廃されることとなっている（いわゆる「106万円の壁」の解消）。中小企業の保険料負担について、次の通り強く求める。

- 一時的な措置として講じられた企業の年収の壁への対応策である「支援強化パッケージ」について、中小企業の雇用実態を考慮した安定的な制度として構築すること。
- 社会保障国民会議では、「給付付き税額控除」や「食料品消費税の時限的減税」の議論と同時に、社会保障のあり方についても議論すること。
- 中小企業における事業主の社会保険料負担は賃上げに伴い年々増加しており、事業主への過度な保険料負担を抑制しつつ、女性の就労や人材確保の観点から、配偶者控除や第３号被保険者制度の問題を含めて「税と社会保障」を一体的に議論すること。

Ⅲ 行政改革の徹底

○自民党および日本維新の会は、衆議院の選挙制度改革を協議した上で、１年以内に結論が得られない場合は比例代表を45議席削減する法案を国会に提出したが、審議が先送りされた。国民の期待する改革の実行を強く求める。

○国・地方の財政健全化は、歳出、歳入の一体改革によって進めることが重要である。地方を含めた政府・議会は、自ら身を削って行政改革を徹底し、特に、次の事項について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

・国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制、調査研究広報滞在費や政務活動費等の適正化。
・厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の効率的な要員確保と、能力を重視した賃金体系による人件費の適正化。
・「第２の予算」とも呼ばれる特別会計と各省庁が管轄する独立行政法人の無駄の削減。
・PDCAサイクルを確立し、各省庁による事業のチェックを継続的に実施すること。
また、民間活力を積極的に導入し、民需主導の自律的な経済成長を促すこと。

Ⅳ 今後の税制改革のあり方

○今後の税制改革に当たっては、税負担の公平性、応能負担の原則に基づき、納税者に信頼され徴税コストに留意した簡素でわかりやすい税制と、地域経済を牽引する中小企業の持続的な成長を阻害せず後押しする税制を強く求める。
○税制改革検討の視点として、「少子高齢化や人口減少社会の急進展」、「デジタル化や働き方の多様化」、「グローバル競争とそれがもたらす所得格差など経済社会の大きな構造変化」、「国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性」等への対応を踏まえた上で、経済の持続的成長と雇用の確保に向けて、税制全体の抜本的な見直しを強く求める。

税目別課題

Ⅰ 法人課税について

1　法人実効税率について

我が国の法人実効税率は、平成28年度税制改正において、目標としていた「20%」台を実現、平成30年度には29.74%となった。

一方、経済協力開発機構（OECD）加盟国の平均は23～24%であり、米国でも法人税が35%から21%へ引き下げられ、連邦実効税率が27.98%となっているなど、世界的なトレンドとして法人実効税率は、低下傾向にある。

また、基準法人税額から500万円を控除し税率4%を課す新たな付加税「防衛特別法人税」が令和８年４月から実施され、法人実効税率も0.9～1%弱の引き上げとなった。

我が国の法人税は、諸外国に比較し未だ高い水準にあり、物価高や人手不足が常態化する中で、厳しい経営環境に置かれている中小企業の状況を鑑み、これ以上の法人実効税率の引き上げは実施しないよう強く求める。

2　課税ベースの拡大について

⑴　欠損金の繰越控除制度の拡充

地域経済と雇用の70%を支える中小企業の多くは、外部環境の変化や景気変動による売上の増減が直ちに収支に直結し、税引き前利益で赤字・黒字を繰り返している。

赤字を翌期以降の黒字と相殺できる欠損金の繰越控除制度は、中小企業にとって欠かすことのできない制度であり、その経営安定に重要な役割を果たしている。

中小企業が長期にわたり経営を安定させることができるよう、欠損金の控除限度額を引き下げることなく、繰越期間（10年）を無期限とするよう制度の拡充を求める。

⑵　外形標準課税の拡大反対

法人事業税の所得割に加え、付加価値割及び資本割という外形基準によって課税する外形標準課税は、赤字企業も課税されるばかりでなく、付加価値割は賃金への課税となり、企業の雇用意欲を阻害し、我が国の喫緊の課題である賃上げの取り組みにも逆行する。

現在、中小企業は本税制の対象外であるが、雇用や企業経営に甚大な影響を与えることとなる中小企業への適用拡大は、断固反対する。

3　中小企業軽減税率の引き下げ等

中小企業者等の法人税率の特例が、令和９年３月末までに開始する事業年度で期限を迎える。我が国経済の成長の源であり、地域経済や雇用に大きな役割を担っている中小企業の成長を後押しするためにも、租税特別措置による中小企業軽減税率（15%）については時限的な措置にとどまらず、本則化することを強く求める。

また、昭和56年以来、課税所得800万円以下に据え置かれている中小企業軽減税率の適用所得金額について、1,600万円へ大幅に引き上げ、中小企業の成長投資を後押しすることを求める。

4　政策税制措置の拡充・恒久化

⑴　中小企業投資促進税制の拡充・恒久化

「中小企業投資促進税制」は、令和９年３月末に期限を迎える。物価高や人手不足が常態化する中で、生産性向上・付加価値向上等に取り組む中小企業への支援を強化するため、対象設備の拡大や、価格要件の緩和等拡充した上で、引き続き恒久化を求める。

⑵　少額減価償却資産特例の拡充・恒久化

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例が、令和11年３月末まで延長され、中小企業等の事業用減価償却資産の取得価格が30万円未満から40万円未満に引き上げられた。

引き続き恒久化を求めるとともに、償却資産管理や納税等の事務負担の軽減並びに設備投資促進の観点から、「少額減価償却資産の取得価格の損金算入制度」における取得価格基準は30万円未満、中小企業等の「特例」における取得価格基準は50万円未満に引き上げ、あわせて年間取得合計額300万円の上限撤廃を求める。

⑶　生産等設備投資促進税制の復活

「中小企業経営強化税制」は、令和９年３月末に期限を迎える。計画認定手続きが柔軟化されたとはいえ、設備の取得前に計画認定を受ける必要があり、使い勝手が悪くハードルが高いといえる。生産性の向上・GX投資を促進するため、使い易い制度として、延長ではなく中小企業を対象にした生産等設備投資促進税制の復活を求める。

5　交際費課税制度の見直し

中小法人の交際費課税の特例措置は、令和９年３月末までに開始する事業年度で期限を迎える。交際費は企業にとって、事業の維持、拡大のうえで必要不可欠のものであり、景気対策に資するものである。コロナ禍でダメージを受けた飲食店および関連事業の支援を念頭に交際費等から除外される飲食費の基準（現行１万円）の緩和と、交際費の全額損金算入を求める。

6　役員給与の取り扱い

役員給与の取扱いについて、定期同額給与、事前確定届出給与以外については損金不算入とされており、業績連動給与についても同族会社は損金算入適用対象外となっている。経営意欲、企業活力を発揮させるため、同族会社についても一定の要件の下で損金算入を認めるよう求める。

また、定期給与の改定については、特別の事情があると認められない限り、期首から３ヶ月を経過すると認められないが、経済変動が激しい実態に照らし、年度途中での改定を認めるべきである。

7　中小企業欠損金の繰戻しによる還付制度の拡充

厳しい経営環境の中、特に影響を受けた中小企業に対し、直近過去１年の事業年度に限定されている繰戻し期間を、キャッシュフロー対策として過去3年の事業年度に見直すとともに、恒久化を求める。

8　特定同族会社の留保金課税の廃止

平成19年度税制改正で、外部からの資金調達が難しい状況にある中小企業の財務基盤の強化を図る観点から、資本金１億円以下の中小企業の留保金課税は免除された。

しかし、特定同族会社に対する留保金課税は存続しており、中小企業の経営安定に不可欠な自己資本の充実を阻害する本制度の全面的な廃止を求める。

Ⅱ 所得課税について

1　所得税の配偶者控除および課税方式の見直し

令和７年度税制改正で、「所得税の壁」の見直しがあったが、就業調整は残存しており、抜本的見直しが必要で、若い世代の所得向上や人手不足への対応、少子化対策は、社会保障制度も含め幅広い視点で議論することが必要である。

税や社会保険の急激な負担増加防止や少子化対策、格差社会の到来等諸問題への対応として、税制の観点からは世帯単位課税（N分N乗方式）の導入等、課税方式の見直しを求めてきた。法人会は、人手不足対策という経済対策にとどまらず、新しい価値観で、扶養のあり方や社会保障制度を含めた現行制度を見直していくことを強く求める。

2　給付付き税額控除について

政府が検討している給付付き税額控除については、中低所得者に的を絞った支援として評価するが、一方で、企業の事務負担増加、所得把握、既存社会保障制度との関係等の課題が残っている。制度設計にあたっては、企業や実施主体の事務負担を充分考慮し、わかりやすくシンプルな制度となるよう強く求める。

Ⅲ 資産課税について

1　相続税

平成27年１月より、基礎控除の引き下げとともに最高税率を55%に引き上げる等税率構造の見直しが行われた。このため、急激な負担増と課税対象の大幅な増加を招いている。相続人の負担を緩和するため、また少子化対策の観点から、基礎控除3,000万円並びに法定相続人1人あたりの控除額600万円の引き上げを求める。

加えて、事業承継の円滑化の観点から、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例における事業用宅地の適用対象面積の更なる拡大を求める。

2　贈与税

⑴　贈与税の基礎控除の見直し

贈与税については、若年世代への資産移転を促し、その有効活用を図る観点から、これまで、直系尊属に対する税率構造の緩和、教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置などが講じられている。

贈与税は経済の活性化に資することから、基礎控除（110万円）の引き上げを求める。

⑵　相続時精算課税制度の拡充

相続時精算課税制度を活用した相続税額の計算は、贈与時の評価額をもとに行われることとなるが、相続が発生し生前贈与した財産の評価額が下落していた場合、思わぬ税負担を強いられることになる。贈与時の評価額と相続時の評価額のいずれか低い額により計算できるよう求める。

またその場合、居住用宅地等については「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」が受けられるようにすべきである。

3　事業承継税制

⑴　本格的な事業承継税制の創設等

事業承継税制の拡充の一環として、令和元年度税制改正で、個人事業者向け事業承継税制の特例も新設されたが、中小企業の円滑な事業承継を推進するため、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し課税し、非上場株式を含む事業用財産の軽減・免除など、本格的な事業承継税制の創設を強く求める。

また、事業承継税制の特例については、当初令和５年３月末とされた「特例承継計画」の提出期限が、２度の延長（計3年間）を経て、令和８年度税制改正により、法人版は令和９年９月末、個人版は令和10年９月末まで延長された。

ただし、法人版の適用期限は令和9年12月末（個人版は同10年12月末）のままで、実務上の制約は依然厳しい。このため特例措置適用期限について、２年程度の延長を求め、併せて以下の要件の見直しを強く求める。

①相続税の納税猶予制度取消の場合の延納・物納の認可

②会社の事業資金の担保に提供している土地・建物は、事業用資産として扱い、個人資産評価額の一定割合を減額する等、相続税の評価方法を見直すとともに相続税・贈与税の納税猶予の対象とする。

③取引相場のない株式の評価方式を中小企業の実態により即した評価方式に見直す。

また、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど、特例措置以前の申請分の救済を強く求める。

⑵　事業承継におけるM&Aに対応した税制の創設

中小企業においてもM&Aが事業承継に活用される状況を鑑み、売り手および買い手それぞれに対し、M&Aのインセンティブとして、株式譲渡益にかかる特別控除等を認める税制の創設を求める。

Ⅳ 消費課税について

1　軽減税率

軽減税率制度は、社会保障制度財源を毀損すること、すべての事業者に過度な事務負担を強いること、低所得者対策としては非効率であることから、本質的に導入するべきではなく、事業者からは依然として強く反対する声が数多くある。引き続き法人会としては、問題があれば速やかに複数税率を止め単一税率に戻すことを求める。

なお、政府が検討している期間限定での食料品の消費税率引き下げについては、事業者に対する影響が余りに大きいことから、実施するのであれば、税率変更に伴うシステム改修や事務負担等への助成措置等、万全な支援策を講じた上で実施すること。

また、消費税増税については、「社会保障制度と税の一体改革」「行政改革」等、各種改革の履行を前提に導入を認めているため、今後も法人会として改革履行状況を注視していくこととする。

2　適格請求書等保存方式（インボイス制度）

消費税引き上げに伴い区分記載請求書方式が導入され、令和５年10月から適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入された。

飲食・小売事業者ほど、移行に伴う煩雑な事務処理等でコスト増や事務負担を強いられる傾向にあり、小規模事業者への影響は大きい。

令和８年度税制改正においては、個人事業者に係る税額控除の経過措置（いわゆる2割特例）について、最終的な適用期限を2年延長（令和13年９月末まで）とするとともに、引き下げ「ペースと幅」を緩和する見直しが行われた。

しかしながら、制度の定着にはなお時間を要することから、２割特例については小規模事業者の実務負担を踏まえ、引き続き恒久的な負担軽減措置を求める。

また、少額特例（令和11年９月末まで）についても、事業者の実務負担の大きさを踏まえ、制度の安定的運用の観点から一定の条件下での恒久化を求める。

3　価格転嫁対策

平成25年６月に消費税転嫁対策特別措置法が成立し様々な施策が講じられていたが既に失効しており、中小企業者の間で価格転嫁の問題は、消費税に限らず、仕入価格や人件費の上昇も加わり顕在化している。

引き続き事業者の実態を十分に把握しながら、関係機関が連携の上、強力かつ確実に実行されるよう求める。

Ⅴ 地方税制について

1　固定資産税

⑴　固定資産税の抜本的見直し

固定資産税については、大企業・中小企業の区別なく同一税率で課税されているが、大企業に比べて中小企業は担税力、収益力に差があり、特に地価上昇が顕著な地域で重税感が高まっているため、法人税と同様軽減税率を導入し、中小企業の負担軽減を強く求める。また、評価方式は収益還元価格方式に改めるよう求める。

⑵　償却資産に係る固定資産税の廃止

収益状況に関係なく、赤字でも課税される償却資産に係わる固定資産税は、中小企業にとって大きな負担となっており、国際的に見ても稀な税制であることから、廃止を強く求める。

また、令和８年度税制改正で減価償却資産の免税点が150万円から180万円へ引き上げられたものの、依然として不十分であり、廃止までの経過措置として300万円への引き上げを求める。

さらに、中小企業の資産管理・納税事務負担の軽減、事務効率化を図るため、賦課期日（1月1日時点）を国税に合わせ各法人の事業年度末にするよう求める。

2　事業所税の廃止

平成15年度税制改正において、新増設分に対して課せられる事業所税は廃止されたが、「事業にかかる事業所税」は存続している。事業所税自体が固定資産税と二重課税的な性格を有すること、市町村合併の進行により課税対象が拡大することなどから廃止を求める。

3　法人住民税の超過課税の解消

地方税における法人住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を対象として課税されており、十分な説明もないまま恒久的に課税を実施している自治体もある。課税の公平性を欠く安易な課税は行うべきではなく、行財政改革の推進の観点からも速やかな解消を求める。

4　安易な法定外目的税の導入反対

法定外目的税は、環境保全、観光や地域振興を目的として導入されているが、こうした独自課税の実施に当たっては、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために企業に対して安易な課税は行わないよう求める。

5　申告納税の合理化

国と地方の税務行政の効率化、納税者の利便、事務負担の軽減のため、デジタル化を一層推進するとともに、所得税と個人住民税、法人税と法人住民税等の課税対象が同一であるものは、消費税と地方消費税と同様に、税務署への一括申告・納付制度の採用を求める。

Ⅵ その他

1　電子申告・納税について

給与所得者の電子申告・納税の利用を促進するため、国税庁が運営する「国税電子申告・納税システム（e-Tax）」の利便性を一層向上させるとともに、地方税共同機構が運営する「地方税電子申告・納税システム（eLTAX）」との連携や、インセンティブとしての法人・個人に対する恒常的な税額控除制度の創設などの税制措置を求める。

2　社会保険料の法人負担分の減額

社会保障と税の一体改革において、事業主の負担に大きく依存した社会保障制度の見直しなど給付と負担のバランスを踏まえた一体的な見直しを求める。

3　印紙税の廃止

印紙税は流通取引に付随して行われる特定文書の作成行為を捉えて課税するものであるが、文書の作成行為自体担保力があるとは考えられない。また、取引形態の変化により電子決済が普及しペーパーレス化が進む中、文書による取引は課税され、電子商取引は課税されないなど、公平性が著しく損なわれており、印紙税の廃止を求める。

4　マイナンバー制度

税・社会保障に関する行政の効率化や利便性の向上、国民の社会保障や税の給付と負担の公平性・透明性を実現する等、マイナンバー制度導入のメリットは大きい。正確な所得の把握によるきめ細やかな社会保障制度の設計や、行政手続きのAI•DX化の推進に不可欠な基盤であり、公平・公正な社会の実現に資する制度である。今後は、「税と社会保障の一体改革」の観点から、制度の趣旨やデジタル化の意義について国民の納得と理解を深める施策の実施を求める。

5　激甚災害法に基づく激甚災害損失控除の創設

近年大規模自然災害が多発している中、現行の雑損控除は、災害又は盗難若しくは横領による損失が生じた場合にのみ、差引損失金額から総所得金額等の10%を控除した上で行うこととされている。しかし、

①激甚災害による損失は、通常、盗難又は横領による損失よりも多額になること。
②激甚災害の場合は、被災地域の経済基盤が回復するまでには相当の期間を要すること。
③激甚災害による損失額を最大限に勘案することとは、被災者のみならず広く納税者の理解と納得が得られると考えられること。

等の観点から、雑損控除から激甚災害による損失を独立させて激甚災害損失控除とすべきである。その際には、所得控除の中における控除の順序についても考慮することが必要である。

なお、激甚災害では資産損失だけではなく、避難のための移転やそれに伴う災害関連費用が長期的に発生している。これらの支出についても激甚災害損失控除の対象とすることが適当である。

6　税制の簡素化と税務コストの軽減

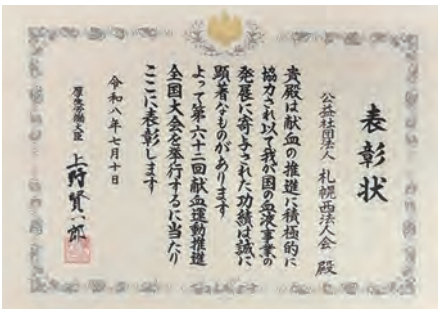
消費税の導入以降、消費税の軽減税率、適格請求書等保存方式（インボイス制度）や電子帳簿保存法の導入、所得税の定額減税、相続税の評価等の複雑な税制により、事業者の事務負担や納税協力コストが年々増加している。人手不足が深刻化している中小企業の事務負担を軽減するため、税制を簡素化するとともに、中小企業のAI・DX推進に繋がる支援策を早急に講じるよう強く求める。

厚生労働省より「厚生労働大臣表彰状」を贈呈されました

この度、札幌西法人会は、長年にわたる献血活動への協力により国の血液事業の発展に対する貢献が認められ、厚生労働省より「厚生労働大臣表彰状」を贈呈され、令和８年８月20日、札幌市保健所 山形医務薬事課長様から勇﨑副会長へ表彰状が伝達されました。

この度の受賞は、これまで活動を支え、献血にご協力いただいた皆様のおかげです。

今後とも、社会貢献活動の一環として献血活動への協力を積極的に続けてまいりますので、引き続き、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。


表彰状

公益社団法人 札幌西法人会 殿

貴殿は献血の推進に積極的に協力され以て我が国の血液事業の発展に寄与された功績は誠に顕著なものがあります よって第六十二回献血運動推進全国大会を挙行するに当たりここに表彰します

令和八年七月十日

厚生労働大臣 上野賢一郎




平成18年当時の様子

「税に関する絵はがきコンクール」選考会を開催しました。
～子どもたちの力作が揃った審査の様子と表彰式のお知らせ～

令和８年９月14日、将来を担う小学生を対象とした「税に関する絵はがきコンクール」の選考会を開催しました。

当選考会では、札幌西法人会女性部会の泉部会長をはじめ女性部会員に加え、札幌西税務署から利木署長様ほか幹部の皆様にも参加していただき、子どもたちが熱心に制作した作品に対し、熱心かつ厳正な審査が行われました。

選考の終了後には、利木署長様から講評をいただき、子どもたちへの賛辞が送られるとともに、当会女性部会の今後さらなる活躍に期待が寄せられました。

また、吉田副署長様からは、「自身が絵はがきコンクールに参加した思い出が蘇り、楽しく審査することができ光栄です。」とのお話をいただきました。

選ばれた優秀作品は、以下の日程で開催される展示会にて公開されますので、子どもたちの素晴らしい作品の数々を、是非、会場で直接ご覧ください。

皆様のご来場を心よりお待ちしております。

〇日時：令和８年11月15日（日）10：00～17：00

※ 表彰式：同日11：00～

〇場所：札幌駅前通地下歩行空間 北大通交差点広場（東）





私たちが公益法人を支えます

（令和８年６月～８年９月 新入会員）

支　部	新　会　員　名	住　所　（個人の住所は略）	入会の紹介者
山　鼻	合同会社Carve	中）南10条西９丁目２－６	AIG損害保険㈱　伊賀洋介
	合同会社Nero. 55	中）南９条西７丁目２-12-403	AIG損害保険㈱　池田大介
大　通	一般社団法人Dog sei	中）北１条西19丁目１-14アーバンホームズビル２F B号室	㈲試験場前自動車学園　泉みち子
円　山	幸栄商事㈱	中）北３条西20丁目２-16北３条MMビル305	新設法人DM
	㈱フジライフ	中）北１条東１丁目４－１サン経成ビル６F	㈱エム・アンド・アイ プロパティーズ　大岩勝
桑　園	㈱キタノア	中）北５条西11丁目15－４	新設法人DM
	㈲サンプランニング	中）北８条西18丁目１－７フレクスビル４階	大同生命保険㈱　横山敦子
琴　似	㈱セイトク	西）琴似１条３丁目３-12しなねん琴似ビル	大同生命保険㈱　伊藤美紀
	武田啓子		㈱NERC　武田治
発　寒	佐々木電機	手）新発寒７条６丁目８-10	AIG損害保険㈱　工藤聡己
西　野	アーバンテクノ合同会社	西）平和２条２丁目６－８	AIG損害保険㈱　小林輝人
	辰興芙蓉㈱	西）平和２条６丁目２-14	AIG損害保険㈱　杉本達也
	㈱未来屋	西）福井２丁目２-14	AIG損害保険㈱　田端恵

クマさんはなんでも食べる健談（けんたん）家

フリーランスライター　**藤　木　順　平**

果物は丸い。梨でもミカンでもブドウ（の実）でも、上から見ればみな丸い。多少の凸凹はあっても、その形状はおおむね丸いといえる。

「あのーぅ」と、ここで登場してきたのが柿である。「わたしらには四角もいますが…」

スーパーなどで売られている柿にはたしかに「四角っぽい」のがある。四角い故に、箱にきれいに詰められている。これらは甘柿が多いらしい。



甘柿もあれば渋柿もある。川柳には―

渋っ柿大地へどうと投げつける

その気持ちわかるー！

ここ何年かの「クマ騒動」だが、昨年の秋、柿の木に登ったクマがその実を食べている光景がニュースになっていた。



渋柿だったらどうするのだろうと心配して見ていたけど、クマさんは意に介せず、一生懸命食べていた。

柿ついでで申し訳ないが「歌聖」と呼ばれた柿本人麻呂（かきのもとのひとまろ）について。

全国各地に「柿本神社（通称：人丸神社）」というのがある。さすが歌聖、神様になった。

いくつかのご利益の中に「防火」というのがある。その理由は「人丸」⇒「火止まる」というわけ。さまざまな場面でご活躍だ。

筆者紹介

藤木順平（ふじき・じゅんぺい）　フリーランスライター。日本笑い学会会員。

札 幌 市 か ら の お 願 い

個人住民税は給与から特別徴収するようご協力ください。

●札幌市では、個人住民税の特別徴収を徹底しております

事業者（給与支払者）が従業員の住民税を給与から天引き（特別徴収）し、従業員の住所地の市町村へ納入することは、所得税の源泉徴収と同様に、法定義務（地方税法第321条の4）とされております。札幌市では原則としてすべての事業者に特別徴収を実施していただくこととしておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

特別徴収の実施ができず、従業員の方全員分の給与支払報告書を「普通徴収」として提出する場合は、「特別徴収実施困難理由書」の提出をお願いいたします。

※「特別徴収実施困難理由書」の提出がない場合、普通徴収として提出された方に関して特別徴収に切り替えて税額決定通知書をお送りする場合がございますので、ご注意願います。

【様式ホームページ】

https://www3.city.sapporo.jp/download/shinsei/search/procedure_view.asp?ProcID=2604

または、「札幌市 特別徴収実施困難理由書」で検索

●特別徴収を始めるための手続きについて

給与支払報告書を提出いただく際に、総括表の報告人数欄に特別徴収者と普通徴収者の人数内訳を記入し、個人別明細書は特別徴収者と普通徴収者に区分して添付してください。なお、eLTAXを利用して給与支払報告書を提出する場合は、個人別明細書ごとに特別徴収か普通徴収かを選択することとなります。

年度の途中から特別徴収を行う場合は、札幌市中央市税事務所特別徴収係へ「特別徴収への切替依頼書」をご提出ください。インターネットでの手続きも可能です。詳しくはホームページをご確認ください。

https://www.city.sapporo.jp/citytax/tokuchoonline.html

または、「札幌市 オンライン 特別徴収」で検索

給与支払報告書の提出等にはeLTAX（エルタックス）が便利です。

●eLTAX（エルタックス）とは

インターネットを利用して電子的に地方税の手続きを行うことのできるポータルシステムです。無償のeLTAX対応ソフトウェア（PCdesk）や、市販の税務・会計ソフト（eLTAX対応のソフトウェアに限ります）を使って自宅やオフィスのパソコンからインターネットを通じてお手続きいただけます。詳しくは、eLTAXホームページ（地方税共同機構）をご覧ください。

https://www.eltax.lta.go.jp（※）

（※）令和８年９月24日以降、ホームページがリニューアルされます。新URL：https://www.lta.go.jp/

●eLTAX または光ディスクでの給与支払報告書の提出義務について

令和９年度（令和８年分）の給与支払報告書について、令和７年に税務署へ提出した「給与所得の源泉徴収票」が30枚以上であった場合には、eLTAXまたは光ディスク等で提出する必要があります。

※　前々年の「給与所得の源泉徴収票」の税務署への提出枚数が基準（30枚）以上であった場合は、給与支払報告書をeLTAXまたは光ディスク等で提出するように義務化されています。

●特別徴収税額通知（電子データ）について

eLTAX　にて給与支払報告書を提出いただく場合、特別徴収税額通知の受取方法は「特別徴収義務者用」と「納税者用」のそれぞれについて、書面と電子データのいずれかを選択いただけます。

納税者用の電子データを選択する場合、税額通知（ZIPファイル）とeLTAXのパスワード確認サイトのURL案内文（PDF）を、特別徴収の対象となる従業員全員に配布していただきます。

税額通知の内容は、従業員の方が自ら確認サイトにアクセスしてパスワードを取得し、ZIPファイルを解凍することで確認できます。ZIPファイルの解凍にあたって、Windowsの場合は対応するソフトのインストールが必要となります。

納税者用の税額通知について電子データで受取を希望される場合は、上記のとおり対応可能かよくご確認いただきますようお願いいたします。（原則として、一度電子データで送付した通知を書面で再発行することはできません。）

e-Taxで簡単！国税のキャッシュレス納付



STEP! 01 e-Taxにログイン



画面右上から
ログイン

まずは事前準備！

ダイレクト納付を利用するには・・・



個人の方は
e-Taxから
届出可能！

e-Taxのメッセージボックスに「ダイレクト納付の預貯金口座登録完了通知」が格納されたら準備完了！



STEP! 02 申告書等の作成・データ送信

STEP! 02へ



申告書・徴収高計算書を送信
または
納付情報登録依頼を送信

納付情報登録依頼の▶
やり方はこちら

STEP! 03 受信通知から納付方法を選択



納付方法を選択しクリック！

- ダイレクト納付
 - 今すぐに納付される方
 - 納付日を指定される方
- インターネットバンキング
- スマホアプリ納付
- クレジットカード納付

画面に表示された案内に沿って手続するだけ！

完了！

まずは「源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー」でe-Taxを体験してみませんか？



「源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー」では、実際の画面（e-Tax）を使って、徴収高計算書の作成・送信・キャッシュレス納付手続（ダイレクト納付・インターネットバンキング）の一連の流れを体験することができます。

eLTAXで簡単！地方税のキャッシュレス納付



〈対象〉 自動車税 軽自動車税 固定資産税 等

都道府県・市区町村から届いた納付書に eL-QRがあれば簡単便利に お支払いサイト スマホ決済アプリ からキャッシュレス納付ができます





詳細動画は こちら ▶

令和8年9月24日に「地方税お支払サイト」は「eLお支払サイト」に名称変更

〈対象〉 従業員の個人住民税 法人住民税 法人事業税 等

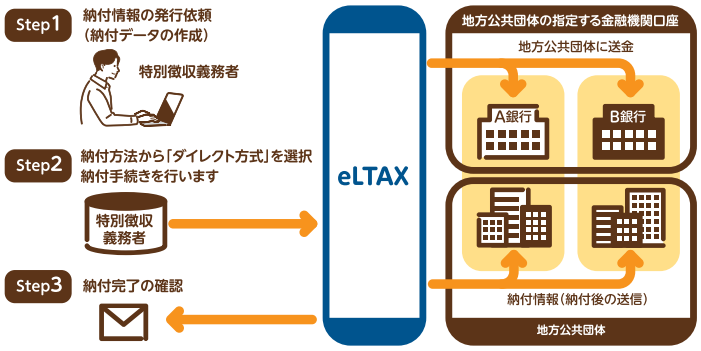
eLTAXダイレクト納付なら 自宅やオフィスにいながら、簡単な操作で 電子納付手続きができます

特別徴収義務者様へ

eLTAXダイレクト納付を活用するメリット

- ☑ スケジュールに沿った期日指定が可能
- ☑ 納付手数料無料
- ☑ 複数の地方公共団体に一括手続き
- ☑ お手数持ちの口座から簡単引き落とし
- ☑ 外出不要

eLTAXダイレクト納付の流れ



eLTAXなら、給与支払報告書の提出から特別徴収税額通知の受領、納付までをワンストップで完結できます

地方税共同機構ホームページ

小　冊　子　の　ご　案　内

法人会では、会員・非会員を問わず公益事業の一環として、経営、税務、労務等各分野にわたる下記の小冊子を無料で贈呈しています。ご希望の方は、郵送料として１冊、切手110円×２枚を負担していただければ送付いたしますので、事務局まで郵送でお申し込み下さい。

また、直接事務局へ取りにこられても結構です。

（部数に限りがありますので、先着順で各冊子それぞれ２冊までとさせていただきます。法人会員は郵送料無料です。）

① **税務行政DXで税務調査はこう変わる！**



（32項）

② **会社税務のポイント**



（32項）

③ **相続発生から１年間の手続ガイド**



（44項）

④ **辞めない人材育成術**



（32項）

⑤ **中小企業の賃上げ実践ガイド**



（32項）

⑥ **生成AIによる業務効率化ガイド**



（40項）

このままコピーし、下記に記入のうえ切手を同封して送付願います

小　冊　子　の　申　込　書

〒064-0823　札幌市中央区北３条西28丁目２－１サンビル３階　　☎624－5788　FAX624－5799

（公社）札幌西法人会　事務局　　御中

年　　月　　日

申込法人名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　会員　・　非会員（○で囲む）

郵便番号　住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電 話 番 号　　－　　－

ＦＡＸ番号　　－　　－

（切手110円×２枚×○部）を同封して、下記のとおり申し込みます。

法人会員、法人賛助会員、個人賛助会員は郵送料無料としますので、FAXにて申し込みください。

参考図書番号	①	②	③	④	⑤	⑥	計
申　込　部　数							